

うえ はら しゅん すけ
上 原 俊 介

学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第 418 号
学位授与年月日	平成24年 9 月 6 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
最終学歴	東北大学大学院文学研究科 (博士課程後期 3 年の課程) 人間科学専攻
学位論文題目	怒りの社会心理学的研究： 規範違反の知覚と怒り感情に対する人間関係タイプの影響 (主査)
論文審査委員	教授 大 淵 憲 一 教授 行 場 次 朗 教授 阿 部 恒 之 教授 木 村 邦 博 准教授 坂 井 信 之 准教授 辻 本 昌 弘

論文内容の要旨

本論文の目的は、怒りが規範の違反によって喚起されると仮定し、人間関係のタイプが異なることでそれらの関連がどう影響を受けるか検討することである。怒りは従来、自分にとって不利益であるという個人的利害関心にもとづいて喚起されるものであると考えられてきた。しかし認知評価理論(感情の発生とその質は状況がどう評価されるかによって決まると主張する理論)によれば、怒りには高度に社会的な判断も備わっており、個人的被害がまったくない場合でも、否定的評価だけによって他者に対する激しい怒りが喚起されることが指摘される。このことは、怒りを生み出す評価的認知が個人的判断と社会的判断のふたつの側面から構成されることを示唆するものである。ところが奇妙なことに、怒りを生み出す社会的判断のうちで、規範の違反が怒りを生み出すことについては研究知見が不足している。そこで本論文では、怒りを生み出すと予想される社会的認知次元として、規範性に焦点を当てた。

一般に、人間関係場面においては、すべきことあるいはすべきでないことを定める暗黙のルールがある。そして怒りは、他者がそのルール(本論文ではこれを関係規範と呼んでいる)に違反したと知覚したときに抱かれる感情であろうと推測される。ただし、同じ行動でも、ある関係では腹が立つのに、別の関係ではそうではないということがある。これは、関係規範が人間関係タイプによって異なっており、怒りはそうした関係固有の規範に違反することで喚起されていることを意味する。しかし、怒りに含まれる規範違反の仕組みについてはこれまで研究者たちの間で十分な検証が行われていない。そこで本論

文では、怒りの発生に関与する規範としてRN (responsibility for needs: 欲求に応える責任) を仮定した。RN とは、欲求充足に無条件で応える責任のことで、これはどんな相互作用場面でも意識されるものであるとされる。ただし、RN は自分と関係する他者がどんな人物であるかによって規定され、家族や恋人など相手が親密な人物であれば人はRN をもたなければと感じ、共有的な相互作用 (相手の福祉や幸福のために無償で行動すること) を行うようになる。一方、相手が初対面や顔見知りなど非親密な人物であれば、RN をもたなくてもかまわないとみなすようになり、代わりに交換的な相互作用 (「ギブ・アンド・テイク」といった衡平原則にもとづく行為) を選好するようになる。本論文では、RN が怒りに含まれる規範違反であると仮定し、RN の違反知覚を経て怒りが起こるまでの心理過程と、この心理過程に影響を与える状況要因および人格要因、ならびに動機づけ要因を組み合わせた社会心理学的モデルを提案した。

また、本論文はとくに親密な人間関係で起こる怒りに焦点を当てるものである。これまで、人間関係の研究者たちは、親密な人間関係が人々にとって快をもたらす源泉になりうることを強調してきた。たとえば、親密なネットワークは精神的健康の基盤となり、親密他者の存在は心理的苦痛の緩和剤となることを見いだしてきた。そのため、怒りは快適事象の多い親密な関係では少ないであろうと推測されるかもしれない。しかし、現実には、怒りは非親密な関係よりも親密な関係においてより多く発生している。快適事象の多い親密な関係において、不快事象としての怒り経験が多いのはなぜであろうか。親密な人間関係で起こる怒りに焦点を当てることは、このパラドックスを理解する契機にもなりうるのではないかと思われる。

研究成果の概要

本論文は全部で8章構成となっている。第1章から第3章までは文献をもとにした理論的分析が行われ、残りの各章では第3章で提起された社会心理学的モデルにもとづき実証的研究が行われた。

理論的分析 本論文の第1章では、認知評価理論 (感情の発生は状況認知によって規定されるとする理論) の視点から、怒りの発生にかかわる代表的認知次元を整理して、怒りという感情がもつ性格を浮き彫りにすることを試みた。まず怒りを生み出すと予想される認知次元として、出来事の快・不快を評価する「快適性」、出来事を引き起こした原因は自他のどちらにあるのかを評価する「主体性」、出来事が自己の環境からどのくらい際立っているかを評価する「重要性」、不快な出来事を引き起こした他者はどのくらいの責めを負うべきかを評価する「責任判断」、それに、行為の適切さを評価する「規範性」の5次元に整理した。次いで、怒りを生み出すこれらの認知次元を個人的関心 (快適性、主体性、重要性) と社会的関心 (責任判断、規範性) のふたつのカテゴリーに区分し、怒りは自分にとって不利益であるという評価だけでなく、本来ならばこうあるべきという道徳的な観念にもとづいて喚起されることを指摘した。ただし、怒りを生み出す社会的関心のうちで、規範性が怒りを生み出すという点についてはこれまで十分な議論が行われていない。筆者はその原因として、相互に矛盾しあう規範内容が怒りの経験にまで矛盾をもたらすこと、どんな怒りの原因も事後的に規範の違反と解釈できること、ルール違反に対して怒るという現象がきわめて平凡すぎたこと、これら3点を指摘した。このように規範性が怒りを生み出すことについて理論的問題が複数あることは、規範と怒りの結びつきに関して新たな理論的視点の導入が不可欠であることが示唆される。

こうした考察を踏まえ、第1章の後半では、規範と怒りの関係を再考することを試みた。この目的を果たすため、まず、法律といったフォーマル・ルールはすべて対人的ルールが基盤となって形成されるととらえ、怒りを喚起させる規範の違反を対人的側面から扱うことにした。そして本論文では、こうし

た規範を「関係規範」と呼ぶことにした。また、関係規範は人間関係のタイプによって異なるという点に注目し、怒りは関係固有のルールが破られたことを関係パートナーに知らせる信号の役割を担うと仮定した（怒りのシグナル機能）。たとえば、同じ行動でも、ある関係では腹が立つが別の関係ではそうではないというのがその機能にあたる。このような分析枠組みは、怒りの対人機能を強調するものであり、人間関係維持に関する実践的な提言をもたらすという意味で重要であることを指摘した。

それでは、怒りを誘起させる関係規範にはどのようなものがあるだろうか。筆者は、これまでの社会心理学的な研究においては、怒りに含まれる規範の違反がどのようなものであるかについては内容が体系的に論じられていない点を指摘した。そこで第2章では、これまでに提唱されてきた関係規範理論を3つに整理し直して、それらに理論的考察を加えることを試みた。

ひとつ目に焦点を当てた規範理論は社会的交換理論である。この理論の草分け的存在は衡平理論で、その基本分析枠組みは、自分と相手がそれぞれつぎ込んでいる投入と、そこからお互いが得ている成果の比が規範違反の判断基準になるとしている。もしも自他の投入と成果の比が等しいと認知されれば衡平という気持ちを感じ、満足感も強まる。一方、自分は投入の割に成果が少ないとか、相手はほとんど投入を行っていないのに多くの成果を得ていると認知されると不衡平感を覚え、その状態を是正するように動機づけられる。この考え方を踏襲した理論には返報性理論や相互依存性理論といったものがある。ただし、これらの理論は交換するモノをあくまで定量的にしか表現できず、どのようなモノが交換対象になっているかまでは分析することができない。こうした内容面からの分析は、社会的交換理論の中でも資源タイプ論や社会的報酬理論が負っている。これらの理論は交換されるモノを資源あるいは報酬とよび、物質的なものから精神的なものまで、人々が交換するモノはきわめて多様であると仮定する。そして、類似する資源間あるいは類似する報酬間で交換を行うほど社会的交換は成立しやすいと仮定している。

社会的交換理論は一瞥すると現実の交換場面を忠実に摸しているかのように見えるが、しかし、現実場面では必ずしも衡平さにこだわった人間関係ばかりではない。たとえば、一方的に尽くす恋人もいれば、見返りなど考えずに子育てに励む親もいる。交換に偏りのあるこうした人間関係はどう説明されるべきであろうか。ここで筆者は、そのような人間関係も含めて社会的交換を説明するものとして社会関係理論に注目した。この理論は、関係規範の原則を衡平性（実績に応じて資源を分配する原則）、平等性（お互いが同じ量の資源をもらう原則）、必要性（窮状に応じて資源を分配する原則）の3種類に分け、これらの原則が社会関係の性質によって変化すると仮定するものである。たとえば、生産性が求められる職場ならば衡平性の原則が採用されやすく、情緒的連携が求められる家族関係であれば必要性原則が重視されやすくなる。分配的公正理論や基本類型論はこの分析枠組みを援用するものであり、前者の理論は相互作用の中で重視する目的（生産性、情緒的繋がり、他者の幸福）を、後者の理論は人間関係の形態（相互共有、権威序列、平等均衡、市場価値）を3種類の原則を規定する要因であると仮定している。

しかしふたたび現実場面を振り返ると、ある特定の間人間関係の中で3原則のうちひとつだけが採用されているとは限らないこと、各原則はそれぞれどのような場面で準拠することが求められるのか明らかでないこと、これらふたつの点が不明確であることに気づく。すなわち、現実の対人相互作用場面を理解するためには、関係規範のはたらきをもっと的確に記述した理論的視点が不可欠ということに気づく。そこで本論文では、この問題を解決する理論として、欲求責任理論に焦点を当てた。この理論によれば、対人相互作用をガイドする主要な規範は欲求に応える責任（Responsibility for Needs: RN）にあると主張された。RNとは、資源や報酬を求める欲求に応え合う責任感のことで、これはどんな人間関

係でも意識されるものとされる。ただ、そこにはRNを強く感じる関係からそうでない関係まで、様々の程度をもった人間関係が存在しており、その中で、RNをあまり求めない非親密関係は交換的規範（「ギブ・アンド・テイク」といった衡平原則にもとづく行為を義務づけるもの）が優勢であり、RNを強く期待する親密な関係は共有的規範（相手の福祉や幸福のために無償の行為を義務づけるもの）が優勢と考えられている。筆者は、第2章の最後において、欲求責任理論の基本的特色を知るために代表的な実証研究のレビューに取り組んだ。そして、次章でこの理論的枠組みの採用理由とそれにもとづく怒りの心理学的モデルを述べるための基盤を築いた。

なぜ欲求責任理論なのか 第3章の前半では、欲求責任理論の分析枠組みが規範性と怒りを検討する上でなぜ不可欠であるのかを述べた。その理由はふたつある。ひとつは、すでに指摘したように、これまでの規範理論では特定の人間関係に対して規範原則（たとえば、衡平性や平等性など）をひとつしか当てはめていないこと、また、複数の規範原則を当てはめたとしても、それらがそれぞれどのような場面で準拠することが求められるのか明らかでないこと、これらの問題を解決するという点が挙げられる。欲求責任理論では、どんな人間関係でも共有的規範と交換的規範がはたらいており、どちらの規範が優先されるかは利益コスト（他者に利益を与えることで自己が被ってしまうコスト）の許容度によって決まると仮定されている。RNの強い親密な関係では、人は利益コストに対して許容範囲が広く、深刻な利益コストに直面しない限り、交換的規範よりも共有的規範にしたがって相互作用を行うべきであるとみなす。これに対し、RNの弱い非親密な関係では、人は利益コストに敏感になる。そのため、利益コストが小さいときには共有的に行動しなければと感じるけれど、利益コストが大きくなれば交換的に行動してもかまわないとみなすようになる。このように、ある特定の人間関係に対して共有的・交換的というふたつの規範原則を同時に仮定していること、そして、ふたつの規範原則は利益コストによってその優先性が規定されること、これらの特色は、これまでの関係規範理論で検討が不十分だった点を的確に解決していると言える。

しかし本論文で欲求責任理論に注目するもっとも重要な理由は、RNが個人の主観認知を強調している点にある。これまでの規範理論では、衡平性、平等性、必要性の3原則間の違いは相互作用の中で人が何を重視するかによって決まるとされてきた。たとえば、衡平性では生産性が、平等性では社会的調和が、そして必要性では窮状の解決が選好のための目標とされる。ただし、これらの分析枠組みは、関係当事者双方にとって共通する目標を扱うものであり、一方的に必要性原則や衡平性を期待するという局面は含まれていない。これに対し、Clarkの理論では、RNを期待することは関係当事者双方にとって共通したことがらである必要はなく、むしろ一方の側の主観によってその期待が形成されることを強調する。ここで、怒りの経験は個人の主観にきわめて依存しやすく、規範違反の怒りも個人が主観的に経験するものであることを考慮すると、規範理論も主観認知を強調したClarkらの欲求責任理論を採用した方が望ましいと言えよう。

理論モデルの提起 続いて第3章の後半において、筆者は親密な人間関係に焦点を当てた怒りの規範違反モデルを提起した。まず、本論文の基本分析枠組みとなっている認知評価理論にもとづき、欲求が叶えられなかったことに対する怒りはRNの違反知覚によって促進されるという基本モデルを作成した。そして、この基本モデルの心理過程は、他者が非親密な人物の場合よりも親密な人物の場合により強く駆動されると予測した。なぜならば、欲求責任理論によると、親密な関係では欲求充足に対して受容的な姿勢を示すことが基本的規範として意識されているからである。

ただし、現実の場面では、人は親密な人物が欲求を叶えてくれなかったからといってそのつど腹を立てているわけではない。ある場面では、相手が欲求を叶えなかったことに対して怒りを堪えることもあ

る。そうであれば、親密な関係の非欲求充足に対する怒りはどんな状況において誘起されているのであろうか。この問題を考えるに当たり、筆者は、相手が実際に欲求充足を実行したかどうかという「行動の結果」の知覚と、その背後を推測する「行動の意図」の知覚を区別し、これらふたつの基準のうちで、親密な関係で行われる RN の違反判断は行動の結果よりも行動意図の知覚に依存すると仮定した。そして、本論文では、欲求充足の行動意図の知覚が基本モデルの心理過程を調整すると仮定し、親密な人物の欲求を叶えない行動を見ても、相手の側にその行動意図があったと知覚されたときには、個人の怒りは抑制されると予想した。

一方で、本論文で提起されている基本モデルにしたがえば、非親密な人物と相互作用を行う場合、人は相手に RN を含んだ対応をあまり求めないことが予想されるが、ここには個人差があると考えられる。ある人たちは周囲から受け入れられることに強いこだわりをもち、親密でない人物にまで過剰に RN を求める可能性があると考えられる。すなわち、関係不安を抱える人たちである。本論文では、関係不安の特徴をもっともよく反映する FNE (fear of negative evaluation: 否定的評価懸念) の人格特性に焦点を当て、これが基本モデルの心理過程にどのような調整効果をもたらすか考察した。そして、欲求充足を拒否した非親密他者の行動を見ると、FNE の強い人はそれを RN に反するものであると知覚して、強い怒りを喚起するのではないかと仮説を立てた。

さらに、認知評価理論によれば、感情の本質的成分は動機づけと主観的認知から構成される。この見方を RN の違反に対する怒りに適用すると、怒りは欲求を充足するように相手の行動を矯正しようと試みる動機づけを活性化し、これを主観的に知覚した結果が「規範違反の怒り」になると解釈される。ただし、これまで議論してきた違反知覚の怒りはとくに怒りの主観的認知を反映するものであり、この主観的認知を知覚させる動機づけの側面からは十分な分析が行われていない。そこで筆者は、RN が怒りの動機を規定すると仮定して、この点も理論モデルを構成する変数に加えることとした。まず筆者は、怒りによって活性化される動機には利己的なものと道徳的なものふたつがあると仮定した（自己利益動機と公正動機）。そして、RN はこれらふたつの動機をともに活性化させると見なし、怒りの公正動機はどんな人間関係でも強まるが、自己利益動機については相手が RN の強い親密な人物のときにより強まると予想した。

モデルの実証的検討 第4章においては研究1と研究2が実施され、親密な人物の非欲求充足行動は RN の違反と知覚されて怒りを喚起させるという基本モデルの妥当性が検証された。研究1ではシナリオ法を採用し、参加者に対して相互作用相手（恋人 vs. 単なる顔見知り）が主人公の欲求を叶えない場面を7つ提示した（7つのシナリオのうち3つは金銭や物品などの経済的欲求に関するもので、残りは愛情や同情など情緒的欲求に関するものである）。その後、相互作用相手の行動にどのくらい腹が立つか、その行動は RN の規範にどのくらい反するものであるかをたずねた。その結果、欲求を叶えない行動に対する怒りは相手が親密な人物の場合に強く、RN の規範に違反したとする判断も他者が親密な人物の場合に強かった。また、単回帰分析を行った結果、RN の違反知覚は親密な人物の非欲求充足行動に対して有意に怒りを増加させた。一方、親密でない人物の非欲求充足行動に関しても、RN の違反知覚は怒りに対して有意な効果をもつことが示された。ただし、これら2変数間における相関係数 r の値は非親密条件の方が小さく、違反知覚と怒りの結びつきは親密条件の方に強くみられた。

続いて研究2では、研究1によって浮上したいくつかの問題点を解決するために行われた。それは、違反知覚と怒りの関連において非親密条件でも弱い有意な効果が見られたことと、恋人というきわめて排他的な人間関係をシナリオに描写したことが仮説支持の一因になったのではないかということである。これらの問題に対処するため、筆者は、欲求充足行動の統制条件を設定し、非親密条件の心理過程

がそれに影響を受けるかどうか検討した。また、友人という人間関係タイプを加えて恋人条件の分析結果と比較検討し、友人条件で見られる怒り反応が恋人条件のそれと同じパターンを示すのかも検討した。再びシナリオ法を採用した結果、相互作用相手が恋人であれ友だちであれ、親密な人物の欲求充足を拒否した行動を見ると、参加者はその行動をRNの違反であると知覚して激しい怒りを喚起させた。一方、顔見知りといった非親密な関係者の非欲求充足行動に対しては、そうした心理過程はごく弱くしか駆動されなかった。

第5章では、研究3として欲求充足の行動意図に焦点を当て、親密な関係で抱かれる怒りがどのような場面で抑制されるか検討した。この研究でもシナリオ法を採用している。相互作用相手（友人 vs. 単なる顔見知り）が主人公の欲求を拒否した場面のエピソードを提示し、このときどの程度腹を立てるか、そして、どの程度RNの違反を知覚するかをたずねた。ただし、これらの質問をたずねる前に、欲求充足の行動意図を操作して、欲求充足を拒否するつもりはなかったかどうかの情報もエピソードの中に記述した。分散分析の結果、親密な人物が欲求を叶えなかった場合でも、相手が欲求充足の行動意図をもっていたと知覚されたときには参加者の怒りが抑制され、RNの違反知覚も弱まることを見いだされた。また媒介分析結果でも、違反知覚と怒りの結びつきは親密な人物の行動意図がなかったと知覚されたときに強く駆動することが見いだされた。

第6章では、欲求充足を拒否する非親密な人物の行動までもRNの違反と知覚させ、不適切に怒りを喚起させる人格特性、すなわちFNEに焦点を当て、これが基本モデルにどのような影響を与えるか分析することを試みた（研究4）。これまでの研究と同様に、相互作用相手（友人 vs. 単なる顔見知り）が主人公の欲求を叶えなかった場面のエピソードを提示して、このとき感じた怒りの強さとRNの違反を参加者に評定させた。すべてのシナリオ評定を終えた後、FNEを測定する尺度に回答させた。媒介分析を施したところ、非親密な人物が欲求充足を拒否した場合、FNEの強い人はその行動をRNの違反と知覚して激しく怒ることが見いだされた。

第7章では、研究5として、怒りがもたらす動機的影響に焦点を当て、関係親密さを反映するRNの強さが怒りの動機を規定するかどうか明らかにし、怒りの規範違反モデルを構成する上では動機づけ成分も不可欠ということを実証した。この研究では、これまでのシナリオ法とは異なり、想起法、つまり現実場面で経験した怒りの出来事を報告させ、様々の観点から評定を求める質問紙調査が施行された。参加者に対し、過去半年間の中でもっとも腹が立った出来事をひとつ想起させ、その出来事について怒りの強さ、怒り対象に対するRNの知覚、関係親密さ、怒りの動機の観点から評定させた。階層的重回帰分析を行ったところ、公正動機はRNの強さに関係なく怒りによって独自に強められたが、自己利益動機については相手がRNの強い親密な人物であるほど有意に強まっていた。これは、RNが強い関係になるほど、怒りを経験したときには公正回復と自己利益獲得の動機づけがともに活性化されることを示している。すなわち、欲求を充足するように（自己利益）相手の行動を咎めよう（公正）と試みる動機づけが活性化したことを意味する。

総合考察

第8章では、これまでに得られた研究成果を概括し、筆者の提起する親密関係における怒りの規範違反モデルが一定の妥当性をもつものであることを証明した。その要点は以下の五点にまとめることができる。まず、第一に、規範の違反、とくにRNの違反知覚は個人の側に怒りの感情を喚起させる。第二に、この心理過程は親密な人間関係において強く駆動する。第三に、親密な関係の違反知覚に対する怒りは、行為者側による欲求充足の行動意図が知覚されると抑制される。第四に、個人の側にFNEの人

格特性が備わっていると、相手が非親密な人物の場合でも、欲求を充足しなかった行動はRNの違反と判断されて激しい怒りが喚起される。第五に、親密な関係で起こる違反知覚に対する怒りは、認知評価理論に一致して、主観認知成分と動機づけ成分の双方から構成されるものである。

ただし、もちろん、このモデルにはいくつか解釈上の制約があることも指摘された。それは、怒りが自己やパートナーにとって違反を認識させるシグナルになるという主張が解釈レベルにとどまっていること、同じ親密な関係タイプでもその中での質的な違い（たとえば、親友と単なる友人）が心理過程にどう影響を及ぼすかまでは分析されていないこと、怒りだけが非欲求充足行動から誘起する感情であるとは限らないこと、欲求充足によって被るパートナーの側のコストがシナリオにおいて明瞭に描写されなかったこと、である。

本論文の括りとして、筆者のモデルにはいくつか制約があることを踏まえた上で、今後考慮すべき課題と怒りに関する新たな実践的提言が述べられた。まず、怒りの規範違反が親密な当事者の事前相互作用を浮き彫りにするという点と、違反行為をやめさせることに関して怒りを喚起することの功罪を検討する点が残された課題として指摘された。そして、新たな実践的提言として、親密な人物に怒りを表現することは満たされない欲求があることを知らせる自己開示につながるのだから、それを積極的に行った方が親密さの昂揚につながる可能性が指摘された。このことは次のように考えることができる。すなわち、欲求が叶えられなかった場合、一方は怒りによって自己の欲求情報をパートナーに伝達し、他方はそれに受容的または好意的な姿勢で反応する。当事者たちはその過程において、一方は欲求を叶えてくれたという喜びを、他方は相手からの信頼を感じ取ることができる。そしてこの結果、当事者の親密さは以前にも増して高揚する。それゆえ、怒りには、対人相互作用過程という複雑な歯車を駆動させる社会的潤滑油のはたらきが備わっていると解釈できよう。このように、怒りが親密さの維持に貢献するという視点は、怒りの対人機能に新しい理解をもたらすものであり、本論文の実践的提言はまさにその意味で傾聴に値する。

論文審査結果の要旨

人付き合いにはすべきこととすべきでないことを定める暗黙のルール（関係規範）があり、これは人間関係タイプによって異なる。同じ行動でも相手によって腹が立ったり立たなかったりするの、関係規範の違いによると考えられる。本研究は、怒りを関係規範の違反に対する反応とみなし、違反知覚の要因とその影響を理論的・実証的に解明することを試みたものである。

第1章～第3章の理論的分析においては、まず、怒りを含む感情の心理学理論の中から、状況認知がこれを生み出すとする認知評価理論を取り上げて概要を論じた。関係規範の違反知覚を怒り喚起の認知次元と位置づけた上で、次に関係規範の解析に移り、人々は関係維持のために自分が支払うコスト（投入）とそこから得る利益（成果）の比が関係相手との間で均衡する状態を（衡平）を望むとするAdamsやWalsterの社会的交換理論、関係者の間で行われる資源交換の公平性基準は複数存在し（衡平、平等、必要性）、それは関係タイプによって異なることを仮定するDeutschやFiskeの社会関係理論、更に、関係規範の本質は相手の欲求に応える責任（RN）の程度であるとし、親密な関係ほどそれが強く求められるとするClarkたちの欲求責任理論を取り上げた。これらの中で論者はRNの強い共有規範とそれが弱い交換的規範によって人間関係を分析する欲求責任理論が怒り経験の解析に最もふさわしいとして、これを基に怒りの規範違反モデルを提示した。これは、違反知覚の状況要因として欲求

充足の行動意図を、一方人格要因として、RN への強い期待と関係不安を特徴とする否定的評価懸念を含めたモデルである。

第4章～第6章において論者は、このモデルを構成する諸仮説の実証的検討を試みた。研究1及び2では恋人、友人、単なる顔見知りの人などが主人公の欲求を無視する7場面を例話として提示し、参加者の怒りと違反知覚を測定したところ、いずれも恋人や友人の場合に強く、予測通り、参加者は親密な相手には強いRNを期待しそれが満たされないときに強い怒りが喚起されることが確認された。研究3では、欲求無視の例話を、相手の側にそうした意図がなかった場合と意図はあったが実行できなかった場合を設けて比較したところ、後者の場合怒りが強く、この場合もそれはRNの違反知覚によって媒介されていることが確認された。研究4では、非親密な相手に対してもRNを期待し、それ故不適切な場面において怒りを経験しやすいとされる人の特徴である否定的評価懸念に焦点を当て、参加者のこの特性を測定した上で、友人か単なる顔見知りによって欲求が無視される例話を読ませて反応を観測した。その結果、この特性が強い人は相手が非親密の場合にもRN違反を知覚し、それ故に強い怒りを感じるが見いだされた。最後の研究5は、実際の怒り経験を想起させ、その出来事について自己評定させるという方法によって、怒りがどのような行動反応を動機づけるかを検討したものである。研究者達は、怒りが妨害された自己利益を回復したいとする利己的動機だけでなく、不正や違反を正したいとする公正動機をも強めるとみなしてきたが、この研究は、規範違反モデルの予測通り、前者が親密な相手に対して強く喚起されるのに対して、後者は関係タイプによって影響されないことを示した。

最終章の総合考察においては、論者は5個の実証研究の知見を体系化し、方法論上の制約を踏まえた上で、提案したモデルの妥当性を確認した。それらの研究は、感情の認知理論を怒りに応用したものであるとともに、人付き合いの感情的・行動的交流を関係規範の観点から解析したものである。従来、単なる原始的反応とみられがちであった怒りに対して、関係調整という高度に対人的機能を仮定し、その要因と影響をモデル化し、一定水準の精度をもって実証的にこれを検証したことは社会心理学的人間関係論分野における重要な成果と見なすことができる。よって、本論文の提出者は博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。